

県産イチゴの輸出の促進を図るため、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産体系への転換を図る生産者に対し、転換に要する経費を補助する

## 事業概要

補助対象事業者：

次の全てを満たす団体（※公募により選定）

- ・ 3戸以上の県内イチゴ生産者で構成された代表者の定めのある組織
- ・ 複数の構成員が前年度及び前々年度の両方でイチゴを輸出した実績を有する組織。

補助対象経費：

- ・ 海外の残留農薬基準値規制に対応した防除体系への転換に要する **生物農薬及び関連資材の導入**に係る経費
- ・ 輸出対応圃場と一般管理圃場で生産されたイチゴを生産から流通まで明確に区別するために使用する **輸出対応圃場専用出荷箱の導入**に係る経費

補助率・補助金スキーム：

定額（資材毎に上限交付単価を設定）

※団体毎の補助額は申請内容に基づくポイントに応じて  
 予算の範囲内で比例配分により決定

国 ⇒ 県 ⇒ 生産者団体等（国庫10/10）

補助要件：

- ・ **輸出対応圃場と一般管理圃場を生産から流通まで明確に区別**すること
- ・ 輸出対応圃場で生産されたイチゴ果実を **台湾または英国へ輸出**すること
- ・ 他



## 生物農薬及び関連資材の導入

生物農薬  
 (天敵)  
 ・ 関連資材



チリカブリダニ等



ククメリスカブリダニ等



コレマンアブラバチ



害虫



ハダニ



アザミウマ



アブラムシ

生物農薬の導入により化学農薬の使用を削減し、海外の残留農薬基準値規制に対応

## 輸出対応圃場専用出荷箱の導入

